

第三次環境基本計画への意見

国土のランドデザインには民有公有を超えた「総有」が重要

常俊容子

<意見の骨子>

1. 国土のランドデザインについて

持続可能な国土・自然の形成へのアプローチに不在地主の増加する中、山間地でも都市近郊においても「土地の所有形態」が障害となっているという現状認識が必要。生態系ネットワークの構築など国土のランドデザインには、民有公有を超え公益性を重視した総有という観点より、理念に留まらず実際のランドマネージメントに踏み込んだ計画を示すべき。

2. 自然環境の保全について

本来農用林、薪炭林などの利用の結果として獲得した生態系を、その生態系の獲得を目的とする意味の違いをふまえ、社会的科学的な潜在資源を評価し、新たな保全目標の設定と保全システムを構築する必要がある。自然の変化を継続的に捉えるモニタリングの安定した体制が必要である。

3. 市民ボランティアを「森林作業の代替労働力」として捉えるのではなく、自ら行動することで国土の自然の現状を知り、広く国民に知らせ施策に対し税金の有効な使い道に言及する事も存在意義の一つであろう。

以上のほかに、森林行政の一つとして野生鳥獣保護行政の体制強化の話題についても提出。

「都市と自然」 361号 2006年4月号より転載